

(質問1)

租税特別措置法施行令26の28の2第1項第一号イ(1)(i)に規定する「国の補助金等」について、どのような種類のものが該当するのか、ご教示いただきたい。また、法令に基づかない経営費（人件費、運営費）補助金も含まれるのかご教示いただきたい。※申請の手引きP4参照

(回答)

「国の補助金等」とは、国等が反対給付を受けないで交付するものをいい、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、法人に対して交付するものをいう。

御質問の経営費補助金について、国又は地方公共団体が交付するものである場合には、「国の補助金等」に該当する。

(質問2)

施行規則第19条の10の4第2項第2号に規定する「委託の対価としての収入で国等から支払われるもの」について、都道府県・市町村から給付される保育所運営のための措置費は該当するのか。※申請の手引きP4参照

(回答)

お見込みのとおり。

(質問3)

施行規則第19条の10の4第2項第3号に規定する「法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分」について、法令に基づく国、自治体から給付される介護保険事業の介護給付費、障害者自立支援給付費は該当するのか。※申請の手引きP4参照

(回答)

お見込みのとおり。

ただし、「その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分」とされているため、たとえば、介護給付費の場合は、介護保険法の規定により、財源のうち、国・地方公共団体の負担割合に応じた当該負担部分の金額について、総収入金額から控除の対象となる（利用者自己負担分、財源のうち、介護保険料分は除く）。

なお、国・地方公共団体が負担する部分の金額については、法人収入の全体の

介護給付費に国・地方公共団体の負担率を乗じて相当額を算出し、「国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分」として取り扱って差し支えない。

(質問4)

現物で寄附した場合においても、その評価額が3,000円以上であれば寄附者の要件を満たすものとしてカウントすることができるか。

(回答)

当該現物寄附が金銭換算できるものであって、認定要件を満たす場合は、寄附金の額として取扱いをして差し支えないものとする。

(質問5)

経常収入金額には、借入金、年度間繰越金など法人内の会計処理等における収入は含まれるのか。

(回答)

経常収入金額には、当該年度に法人の外部から受け入れる金銭等（不動産、物品を含む）の給付のみが該当するため、含まれない。一般的には、経常収支に含まれない「借入金収入」、「引当金戻入額」、「前期繰越収支差額」等については、総収入金額から控除することになる。

(質問6)

法人の活動の趣旨に賛同・支援する方からの「会費」収入があるが、これは今回の制度の寄附金対象となるのか。

(回答)

「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられる。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金とは異なり対価性を有するものと考えられる

会費という名目であっても、実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費（対価性が認められないもの）については、その名称にかかわらず、寄附金として取り扱って差し支えない。

(質問7)

寄附者名簿には、どのような内容を記載すればよいのか。

(回答)

寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びに寄附金の額及び受領年月日」を記載する必要がある。

ただし、匿名で行われた寄附や1,000円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 ○口 計○○○円」、「少額寄附 ○口 計○○○円」というように省略して記載して差し支えない。

(質問8)

寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者をいうのか。

(回答)

寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは、寄附者（又は役員）と日常生活の資を共通にしている者をいう。したがって、同居していないくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となる。

(質問9)

任意団体（法人格がない）からの寄附についてどのようにカウントすればよいのか。

(回答)

法人格のない任意団体が複数の寄附者からの寄附をまとめて社会福祉法人に寄附した場合、代表者の名義の寄附については、代表者を1人とカウントすることができる。また、寄附をした個々の寄附者の氏名、住所、寄附年月日及び寄附金額が確認できる場合には、個々の寄附者としてカウントすることが可能である。

なお、法人格のない団体を1人としてカウントすることはできない。